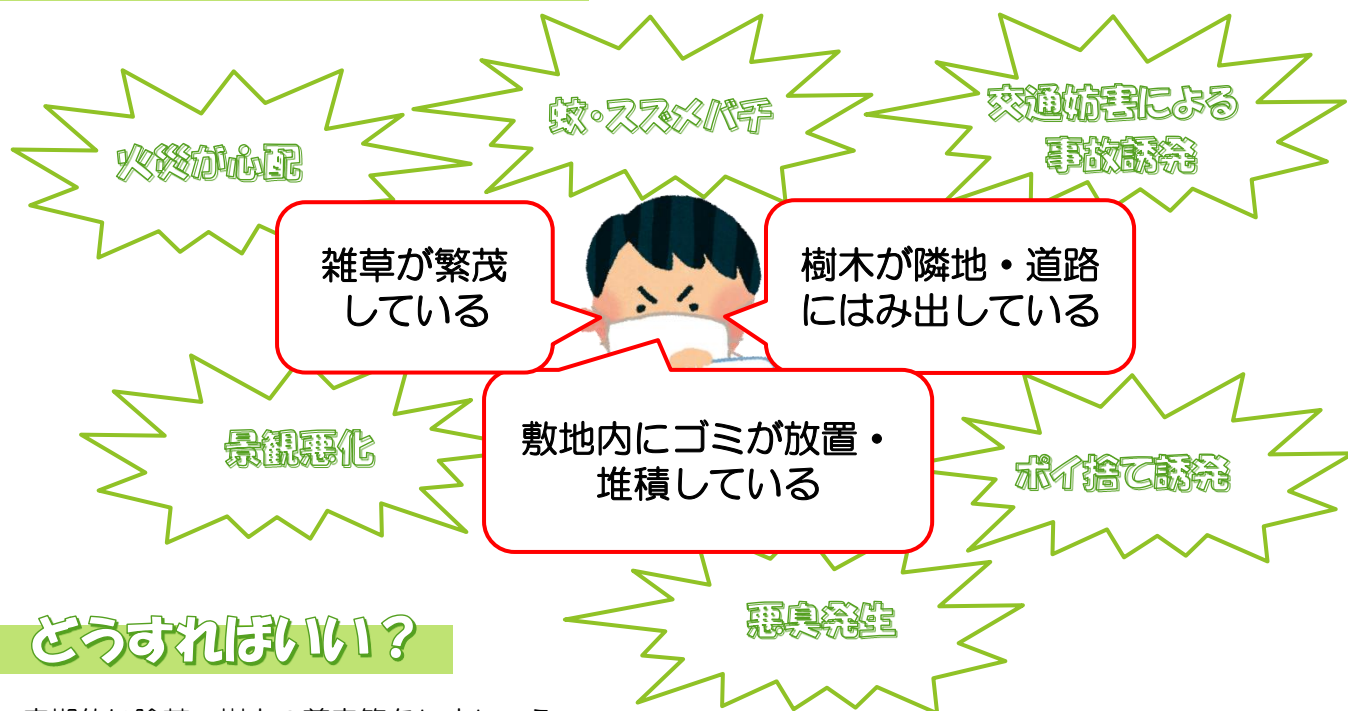


土地の管理ができるのは 原則**所有者のみ**です！

◎適正に管理されていない土地は、**害虫の発生や草木の繁茂による隣接地への越境、景観の悪化、害虫の発生**などにより、周辺の生活環境を悪化させる原因となっており、米子市でも多くの苦情や相談が寄せられています。

◎**土地の管理責任は、その所有者や管理者等にあり**ます。定期的な草木の草や剪定など、適正な管理をお願いします。

こんな苦情があります。



どうすればいい？

- 定期的に除草、樹木の剪定等をししましょう。
(草丈が伸びると除草が大変です。年2回以上、早目に除草しましょう。)
- 自分で管理できない場合は、協力いただける方や業者に依頼しましょう。
- 長期に不在にする場合は、近隣の方に伝えるなど、連絡がとれるようにしましょう。

【問い合わせ先】

米子市役所 環境政策課 (河崎3280-1 米子市クリーンセンター2階)

電話 (0859) 23-5257



米子市ホームページ

除草、木の剪定・伐採などの依頼

電話帳等やインターネット等で「造園業」を検索 又は
シルバー人材センター 電話 0859-32-2633

害虫等駆除

電話帳等やインターネット等で「害虫駆除」「ハチ駆除」を検索 又は
鳥取県ペストコントロール協会 電話 32-5006（サンクリーン：令和2年度事務局）

※相談は無料ですが、依頼は有料です。ご相談のうえ、ご依頼ください。

関係法令等

【民法】（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

【民法】（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

【米子市環境保全条例】（土地等の管理）

第10条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

【米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例】（市民等の責務）

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するように努めなければならない。

本チラシの掲載内容は、令和2年4月1日現在のものです。